

岩手県告示第80号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成28年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸越喜来漁港海岸越喜来地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点21までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点21と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度06分52秒19388、東経141度49分07秒73216
- 基点2 北緯39度06分52秒48605、東経141度49分06秒29878
- 基点3 北緯39度06分52秒56583、東経141度49分05秒05946
- 基点4 北緯39度06分51秒44085、東経141度49分04秒93187
- 基点5 北緯39度06分51秒59539、東経141度49分02秒64145
- 基点6 北緯39度06分50秒59805、東経141度49分02秒53046
- 基点7 北緯39度06分50秒83945、東経141度48分58秒95330
- 基点8 北緯39度06分52秒75787、東経141度48分58秒43569
- 基点9 北緯39度06分52秒38554、東経141度48分59秒05213
- 基点10 北緯39度06分53秒03054、東経141度49分00秒93789
- 基点11 北緯39度06分52秒26921、東経141度49分01秒26703
- 基点12 北緯39度06分52秒07188、東経141度49分04秒14697
- 基点13 北緯39度06分52秒76968、東経141度49分04秒26820
- 基点14 北緯39度06分52秒89202、東経141度49分04秒37419
- 基点15 北緯39度06分53秒06499、東経141度49分04秒39379
- 基点16 北緯39度06分52秒93605、東経141度49分06秒39746
- 基点17 北緯39度06分52秒67304、東経141度49分07秒68763
- 基点18 北緯39度06分53秒36302、東経141度49分08秒32787
- 基点19 北緯39度06分53秒20867、東経141度49分08秒60192
- 基点20 北緯39度06分52秒39687、東経141度49分07秒99437
- 基点21 北緯39度06分52秒42420、東経141度49分07秒94592

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センターに備えておいて縦覧に供する

。